



# ☆ SUBARU TIMES ☆ 5月号

## 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）

令和2年4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）では、新型コロナウイルス感染症のわが国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとしています。

今回は4月27日（月）時点における税制上の救済策について、まとめてみました。

今回記載の特例の実施については、関係法案が国会で成立することが前提となります。

### 1. 納税を猶予する「特例制度」(案)

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合には、1年間国税の納付を猶予することができるようになります。この制度の適用に係る担保の提供は不要です。延滞税もかかりません。

**対象となる方：**以下のいずれも満たす方（個人・法人、規模は問わず）

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

一時に納税を行うことが困難であること。

**対象となる国税**

令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼ全ての税目。

### 2. 欠損金の繰戻しによる還付の特例（案）

資本金1億円以下の法人に認められている青色欠損金の繰戻し還付制度を、資本金1億円超10億円以下の法人まで対象法人を拡張します。令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用されます。

ここで青色欠損金の繰戻し還付制度とは、青色申告書を提出する法人について、その確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合に、その法人の請求によりその事業年度開始の前1年以内に開始したいいずれかの事業年度に繰戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

なお法人税の繰戻し還付を選択すると、高い確率で税務調査の対象となることに注意が必要です。

### 3. 消費税の課税選択の変更に係る特例（案）

消費税の課税事業者を選択する（又はやめる）にあたっては、原則としてその課税期間の開始前に届出書を提出する必要がありますが、次の要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となります。

**要件：** 特例に係る法律（案）の施行後に申告期限が到来する課税期間において、

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間のうち、一定期間（1ヶ月以上の任意の期間）の収入が著しく減少（前年同期比概ね50%以上）した場合で、かつ当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合

**注意点：** 本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合、課税事業者を2年間継続する必要はありません。

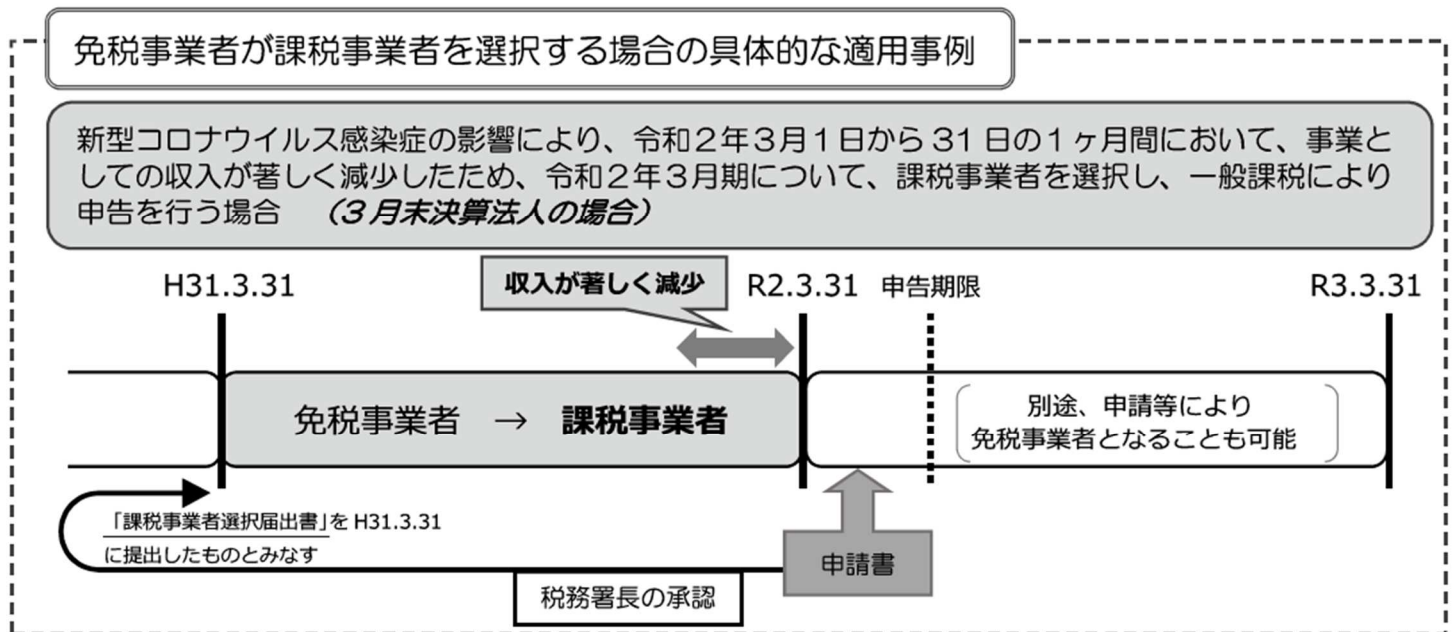
本特例により課税事業者を選択した課税期間の翌期において、課税事業者の選択をやめることも可能です。

## 簡易課税制度の適用に関する特例について

新型コロナウイルスの影響により簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることで、その被害を受けた課税期間から簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）ことができます。

### どのような場合に申請できるのか

免税事業者である一般法人が、新型コロナウイルス感染症の影響により事業としての収入が著しく減少し、課税売上高を上回る課税仕入を計上する場合、課税事業者を選択し、還付申告を行うことができる。



簡易課税適用事業者が、新型コロナウイルス感染症の影響により事業としての収入が著しく減少し、課税売上高を上回る課税仕入を計上する場合、簡易課税不適用届を提出し還付申告を行うことができる。

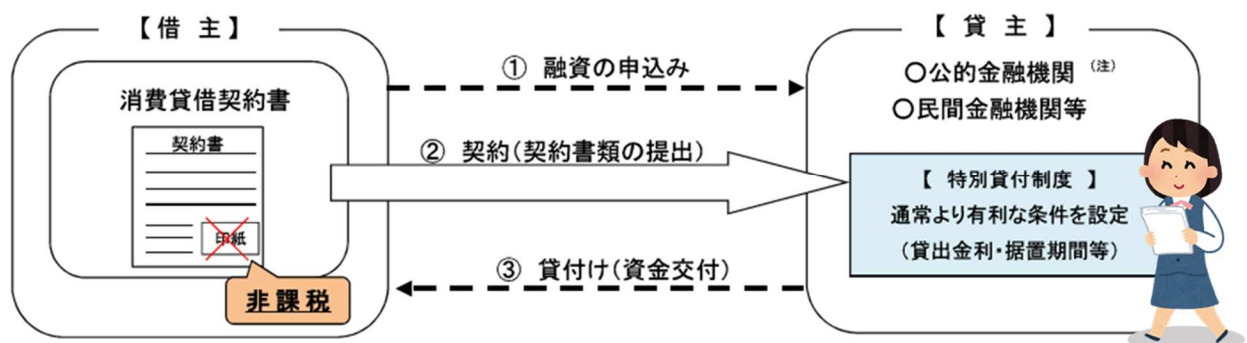
## 4. テレワーク等のための中小企業の設備投資税制（案）

経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき、設備投資を行った場合に、設備の即時償却又は設備投資額の7%の税額控除をすることができます（中小企業経営強化税制）。今回この税制を拡充し、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備）が追加されました。

## 5. 特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税（案）

公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付けに係る契約書については、印紙税を非課税とします。

既に契約を締結し印紙税を納付したものに対しては、遡及的に適用し、還付を行います。



## 6. 中小事業者が所有する固定資産税等の軽減措置(案)

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、  
30%以上50%未満減少している者 2分の1  
50%以上減少している者 ゼロ

## 7. 住宅ローン控除の適用要件の弾力化(案)

住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が期限(令和2年12月31日)に遅れた場合でも、以下の要件を満たした上で令和3年12月31日までに入居すれば、特例措置の対象となります。一定の期日までに契約が行われていること。(注文住宅は令和2年9月末、分譲住宅や既存住宅の取得、増改築は令和2年11月末) 新型コロナウイルスの影響により入居が遅れたこと。

## 8. イベントを中止等した事業者に対する払い戻し請求権を放棄した者に対する寄付金控除(案)

中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻を受けない(放棄する)ことを選択された方は、その金額分を「寄付」とみなし、寄付金控除を受けることができます。対象イベントの要件は下記の通り。

文化芸術又はスポーツに関するものであること

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された又は開催する予定であったものであること

不特定かつ多数の者を対象とするものであること

日本国内で開催された又は開催する予定であったものであること

新型コロナウイルス感染症の影響により、現に中止・延期・規模縮小されたものであること

の場合に払戻がされたもしくはされる予定であること

各制度(案)は逐次情報が更新されています。詳細については、担当者にお問い合わせください。

68 令和2年5月1日発行 【担当】加藤田 敏孝

### 【筑紫野オフィス開業のお知らせ】

令和2年5月1日、税理士法人昴の福岡県支店・筑紫野オフィスがおかげをもちまして開業いたしました。今後は、福岡・佐賀のお客様にも、より迅速できめ細かいサービスをご提供できるものと考えております。何卒今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

筑紫野オフィス

〒818-0066

福岡県筑紫野市永岡1021-2 西邦ビル403

TEL:092-555-9205 FAX:092-555-9206

